平成２７年（フ）第２４４号
大阪府高石市東羽衣３丁目８番４―301号、申立時の住所大阪府松原市天美我堂１丁目７番地　Ｄ棟906号
債務者　角尾　和宏
1　決定年月日時　平成27年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第６６２号
堺市中区大野芝町204番地７　ＭＹコート大野芝301号、前住所堺市東区日置荘北町３丁１番61―102号
債務者　岸本　大介
1　決定年月日時　平成27年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第７１７号
堺市中区福田334番地12
債務者　村井智恵子
1　決定年月日時　平成27年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第７４０号
大阪府高石市東羽衣３丁目８番４―801号
債務者　石井　久美
1　決定年月日時　平成27年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第７４７号
堺市堺区協和町３丁151番地　中団地４号館404号
債務者　山本浩太郎
1　決定年月日時　平成27年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第７６５号
大阪府富田林市清水町３番３―206号
債務者　町田　光子
1　決定年月日時　平成27年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第７７０号
大阪府高石市高師浜３丁目６番32号
債務者　中川　益清
1　決定年月日時　平成27年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第７９１号
大阪府河内長野市河合寺423番地の１救護施設みなと寮、前住所大阪府南河内郡河南町大字山城662番地―210号
債務者　小鮒　茂喜
1　決定年月日時　平成27年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第８０９号
大阪府河内長野市汐の宮町９番13―102号
債務者　森　ハルミ
1　決定年月日時　平成27年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第８２０号
大阪府羽曳野市河原城480番地の30
債務者　定久　梅勝
1　決定年月日時　平成27年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第８３３号
堺市西区上550番地５　マスターズエル堺上102号、前住所堺市西区浜寺諏訪森町西３丁210番地10
債務者　大中　　進
1　決定年月日時　平成27年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第８４３号
堺市堺区三宝町５丁275番地
債務者　長尾　俊彦
1　決定年月日時　平成27年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１０８号
北海道登別市新生町４丁目11番地14
債務者　國吉　　保
1　決定年月日時　平成27年10月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２７年（フ）第１５号
北海道虻田郡倶知安町南６条西２丁目１番地19　吉田アパート
債務者　西森　　修
1　決定年月日時　平成27年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２７年（フ）第４４号
山形県鶴岡市大西町42番34号
債務者　菅原志保美
1　決定年月日時　平成27年10月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２７年（フ）第７７号
新潟県村上市間瀬405番地
債務者　菅原　　亮
1　決定年月日時　平成27年10月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２７年（フ）第８０号
新潟県新発田市御幸町２丁目８番５号
債務者　木龍千恵美
1　決定年月日時　平成27年10月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
新潟地方裁判所新発田支部